

傍聴要領

大阪市地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻の 30 分前から開始予定時刻までに、受付において委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の定員は原則 10 名とし、受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。ただし、事務局が必要と認めたときは、定員を変更します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 報道機関の特例

- (1) 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとします。
- (2) 報道機関から取材等の申し入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び

録音を認めるものとします。ただし、その方法等については委員長又は事務局の指示に従ってください。

4 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者及び報道機関は、会場においては、委員会の委員長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 報道機関が上記3によって認められた報道機関の特例を除く上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。